

**[資料] 施設見学記録(15) 奈良少年院**

著者	永田 憲史
雑誌名	関西大学法学論集
巻	60
号	5
ページ	1217-1211
発行年	2011-01-31
その他のタイトル	Correctional institutions (15) Nara Training School
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/5011">http://hdl.handle.net/10112/5011</a>

〔資料〕

施設見学記録(15) 奈良少年院

二四 (二二七)

永 田 憲 史

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 浪速少年院(五五卷六号)   | 阿武山学園(五八卷四号)   |
| 宇治少年院(五六卷一号)   | 姫路少年刑務所(五九卷五号) |
| 京都医療少年院(五六卷四号) | 交野女子学院(五九卷六号)  |
| 三重刑務所(五七卷一号)   | 京都少年鑑別所(六〇卷一号) |
| 宮川医療少年院(五七卷四号) | 弘済のぞみ園(六〇卷三号)  |
| 神戸刑務所(五七卷五号)   | 加古川刑務所(六〇卷四号)  |
| 岩国刑務所(五七卷六号)   | 奈良少年院(本号)      |
| 京都刑務所(五八卷二号)   |                |

今回は、奈良少年院の様子を紹介する。奈良少年院は、大阪矯正管区内で特別少年院の種別指定を受ける唯一の少年院である。奈良少年院の見学は、平成二十二年(二〇〇九年)七月に、教員一名及び大学院生二名に加えて、私の担当する平成二十二年(二〇〇九年)度)専門演習Ⅰの受講生のうち希望者を引率して行なった。

## 一、はじめに

奈良少年院は、奈良県奈良市の郊外にある。

奈良少年院は、昭和二八年（一九五三年）、特別少年院（心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね一六歳以上二三歳未満の者が対象。少年院法二条四号参照。以下、本稿では、二〇歳以上の者についても「少年」と記述する）に指定され、昭和二九年（一九五四年）に収容を開始した。昭和三二年（一九五七年）に中等少年院（心身に著しい故障のない、おおむね一六歳以上二〇歳未満の者が対象。少年院法二条三号参照）に指定変更されたものの、昭和五二年（一九七七年）に再び特別少年院が追加して指定され、平成九年（一九九七年）に初等少年院（心身に著しい故障のない、おおむね一二歳以上おおむね一六歳未満の者が対象。少年院法二条二号参照）も追加指定された。従って、現在、種別としては、初等少年院、中等少年院、特別少年院の指定を受けている。

施設の面では、平成元年（一九八九年）に全面改築工事が開始され、平成六年（一九九四年）に竣工した。施設所在地が風致地区にあるため、建物の外観等に配慮して工事が進められた。また、施設所在地が遺跡区でもあるため、改築工事に当たって発掘調査等も行なわれた。平成一五年（二〇〇三年）には教室棟が完成した。

処遇課程は、長期処遇の生活訓練課程のG<sub>1</sub>（著しい性格の偏りがあり、反社会的な行動傾向が顕著であるため、治療的な指導及び心身の訓練を特に必要とする者）、G<sub>2</sub>（非行の重大性等により、少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻であるため、その矯正と社会復帰を図る上で特別の処遇を必要とする者）、職業能力開発過程のV<sub>2</sub>（職業能力開発促進法等に定める職業訓練（一〇か月未満）の履修を必要とする者又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者）、教科教育課程のE<sub>1</sub>（義務教育課程の履修を必要とする者）、E<sub>2</sub>（高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者）の指定を受けている。

まず、施設の概要や処遇の内容などを院長からお話いただいた後、庶務課長の案内で院内の見学を行ない、その後、質疑応答の

時間が設けられた。

## 二、処遇の内容

奈良少年院の定員は、一〇〇名であるが、参観当日の収容者数は七五名であり、収容率は七五%となっている。平成一七年（二〇〇五年）には、年平均収容者数が一〇〇・四人と定員を超過したが、その後漸減し、平成一九年（二〇〇七年）には六九・六人まで減少した。

被収容者七五名のうち、送致種別ごとに見ると、中等少年院送致が六六名（八八%）、特別少年院送致が九名（一二%）となっている。奈良少年院は、It指標の受刑者（少年院への収容を必要とする一六歳未満の少年。少年法五六条三項参照）の受け入れ施設であるが、現在のところ〇名である。初等少年院送致は近時見受けられない。全員が長期処遇であり、比較的長期又は相当長期の処遇勧告を受けている者が三割に達する。

また、処遇課程別に見ると、G<sub>1</sub>が大半を占めており、G<sub>3</sub>は二名（三%）にすぎない。中等少年院送致が多くを占めている関係で、V<sub>2</sub>も見受けられない。初等少年院送致がない関係で、E<sub>1</sub>及びE<sub>2</sub>も見受けられない。

平成一九年（二〇〇七年）における送致事由別に見ると、窃盗が四六%、強盗が一五%、強姦・強制わいせつが九%を占めている。このうち、強盗や強姦・強制わいせつの割合が他の少年院に比べて高い。

平成一九年（二〇〇七年）における収容回数別に見ると、初入が四割強、再入が四割強、三入が一割、四入が〇人であった。他の少年院に比べて再入以上の割合が高いのが特徴である。

平成一九年（二〇〇七年）における被収容者の年齢別に見ると、一七歳が一二%、一八歳が四七%、一九歳が三五%となっている。二〇歳を超える者は少なく、せいぜい二二歳まで収容されるに留まっている。

平成一九年（二〇〇七年）における被収容者の家族状況を見ると、実父母三割、実母三割、実父二割、実父義母・義父実母一割

強となっている。出院時に実父又は実母が引き取りを拒否する例が一割あり、祖父母、更生保護施設、協力雇用主などの元への帰宅で対処している。短期処遇の少年院と比べると、家族状況が悪い。

平成一九年（二〇〇七年）における被收容者の学歴別に見ると、中卒が四六％、高校中退が四七％を占めている。年間数人が高校卒業程度認定試験を院内で受験している。

職員定員は四七名であり、現在の職員数は四六名である。医務課長である内科医一名と法務事務官一名以外の四四名は法務教官である。このうち、教育部門に従事しているのは三三名である。

矯正教育は、他の少年院同様、新入時教育、中間期教育、出院準備教育の三段階に分かれる。社会性の向上、自己統制力の涵養、被害者の視点を取り入れた教育が目指される。長期処遇の場合、初入は一一か月、再入以上は一二か月で処遇計画が立案される。現在、処遇計画が最長の者の処遇予定期間は五年である。出院までの期間は平均一四か月であり、二〇か月を超える者が二九％を占めている。

新入時教育は通常二か月であり、オリエンテーション、行動訓練、個別面接（カウンセリング）、内省、課題作文、ロールタリングなどが行なわれている。行動訓練は、動作性の訓練の意味合いもある。

中間期教育は、通常前半三か月及び後半三か月の計六か月であり、生活指導、職業補導、教科教育、保健体育、特別活動などが行なわれる。

生活指導においては、個別面接（カウンセリング）、集会（ワークショップ）、役割活動、進路指導、問題群別指導、日記指導、内観、朝の読書などが行なわれている。問題群別指導では、絵画法などの技法が用いられている。近時、被害者の視点を取り入れた教育に力を入れている。事案や少年の特性に応じた個別の働きかけが中心である。もともと、殺人や性犯罪などの被害者感情の悪い事案への対応に苦慮している。月命日の内省や個別募参なども行なう例がある。仏教、キリスト教、天理教の宗教教誨師の協力も得ている。また、アニマルセラピーも行なわれている。

職業補導においては、資格取得指導として、ガス・アーク・半自動溶接、小型建設機械、フォークリフト、車載型クレーン、玉掛けクレーン、調理師などの資格取得が目指されている。溶接の場合、六名乃至七名が三か月間ずつ受講する。その他の場合、特別教育は二日、技能講習は一週間一〇名乃至一五名が受講する。また、職業指導として、農園芸、窯業、溶接、木工などが行なわれている。午前中の日課が割り当てられることが多く、生活指導の側面も強い。農園芸においては、努力や怠業の成果を実感させるため、農場を分隔し、個々の少年に区画を割り当て、担当する区画に責任を持たせる「マイ畑」指導を行なっている。自己管理能力のある比較的能力の高い少年が選ばれている。窯業においては、作業療法の側面が強く、集中力の乏しい少年の集中力を涵養することが目指されている。

教科教育においては、基礎学力の低い少年を対象に補習教育が行なわれている。

保健体育においては、球技などを行なっている。夏季には水泳を行なっている。入れ墨のある者は、Tシャツを着て泳ぐ。

特別活動においては、書道、絵画、ギターなどのクラブ活動を外部講師の協力を得ながら行なっている。

出院準備教育は通常三か月乃至四か月であり、社会適応講座、役割活動、個別面接（カウンセリング）、職業補導、特別活動などが行なわれている。

社会活動講座においては、集会のほか、保護者会の際にワークショップが行なわれている。

職業補導においては、出院後の環境整備などが行なわれている。

特別活動においては、社会奉仕活動として、近隣の老人保健施設の除草活動などが行なわれている。また、社会見学として、ハローワークの見学や東大寺の参拝などが行なわれている。

収容中に成人を迎える者もある程度いるため、毎年成人式を院内で行なっている。

### 三、施設の様子

院長からのお話の後、管理棟内にある面会待合室を見学した。

その後、戒護区域内に入った。面会室が二部屋あり、どちらも使用中であった。一部屋はカウンセラーが少年と面接中であった。もう一部屋は地方更生保護委員会の委員が仮退院の審理のために少年と面接中であった（更生保護法四二条・三六条一項参照）。

次に、炊場を外から見学した。法務教官に加えて、少年一名が調理に従事しているとのことであった。

また、少年が暮らす寮を外から見学した。寮は中庭を挟んで二棟あり、六つに分かれている。少年が在室していたため、内部は見学できなかった。

続いて、プールを見学した。プールは五コースあり、法務教官の指導の下、少年が泳いでいた。

そして、教室棟を見学した。轆轤が多数置かれている空業の作業場及び釜の置かれている部屋を見学した。いずれもエアコンは設置されていなかった。これらの部屋の隣には溶接の訓練場があった。溶接機械が多数並んでおり、夏場には相当の暑さが予想された。こちらにはエアコンが設置されていた。このほか、教室棟には普通教室もあり、補習教育やクラブ活動に利用されているとのことであった。書道や絵画の作品の中にはレベルの高いものも少なくなかった。教室棟には作業道具などが多く、教室棟外への持ち出しを防ぐため、金属探知機が設置されていた。

教室棟に隣接するスペースは、小型建設機械や玉掛けクレーンなどの資格取得指導に利用されているとのことであった。風致地区ということもあって、いずれの建物も低層であった。

その後、農場を見学した。前述の「マイ畑」指導のためにそれぞれ分隔されており、一人の少年が担当する区画に複数の野菜が栽培されていた。

施設の外周は緑色のフェンスが設定されており、フェンス上部には異常感知用の電流が流されていた。また、監視カメラが設置

されていた。近時、周辺の宅地開発が進んだため、少年の姿が少しでも見えないように緑色のシートがフェンスに張り巡らされていた。

最後に戒護区域を出て、管理棟の隣にある家庭寮を外から見学した。もともとは、少年が家族と過ごすために作られたものであるが、近時、少年を戒護区域外に出すことは控えているとのことであった。

#### 四、感想

長期処遇の施設であり、年長少年や再入以上の少年が多くを占めているためか、他の少年院に比べると、物的戒護がやや嚴重であるように感じた。また、年長少年が多いこともあって、初等少年院送致の少年が多い施設に比べると体躯の大きな少年が大半を占めていた。少年として更生のための最後の機会が活かされることを願ってやまない。

\* 御多忙の折、参観のお世話をいただいた院長及び庶務課長はじめ職員の方々にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。